

【参考】石綿事前調査・結果報告の要否、調査者に関するイメージ図

すべての建築物等の解体等工事において事前調査が必要(大防法:平成26年6月~)

★石綿有無に問わらず事前調査結果の記録の作成・保存・写しの現場備え置き、掲示、発注者への書面説明が必要 ★石綿含有建材の除去等工事においては、作業計画の作成、作業基準等の遵守義務
★吹付け材(仕上塗材を除く)、断熱材、保温材及び耐火被覆材の除去等工事においては、作業実施届出が必要 ★石綿除去等作業後は、除去の確認及び発注者への報告、記録の保存が必要

